小田原市水道給水条例の改正(素案)

1 改正の背景

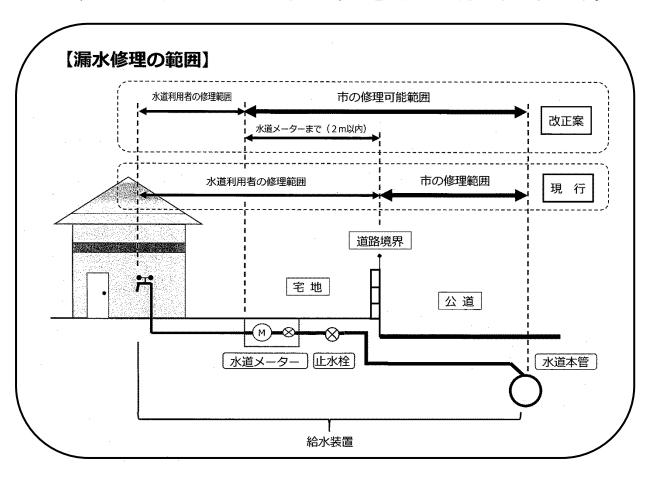
公道内に埋設された水道本管から分岐し、各家庭等に引き込まれている給水装置は、水道利用者の所有物であり、維持管理についても原則、水道利用者が行うこととなっています。

そのため、漏水が生じた場合には、水道利用者の負担によりこれを修理することになりますが、道路交通に支障をきたすなど、第三者への影響が懸念されるため、公道部分については市が修理を行ってきました。

しかし、公道と宅地の境界付近の漏水は、漏水箇所の特定が難しいほか、空家等の理由で所有者と連絡が取れないこともあって、迅速な修理を妨げる要因となっています。

2 改正する条例と内容

小田原市水道給水条例を改正し、市が修理を行える範囲を従来の公道部分に加え、宅地内の水道メーターまで拡大し、迅速な修理を可能とするものです。



3 条例の施行予定日

平成28年10月 1日